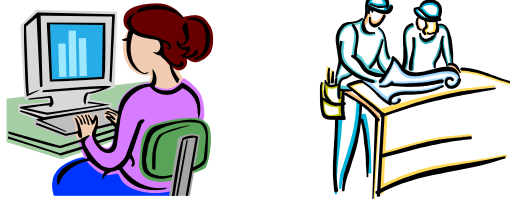


心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置

(固定資産税、不動産取得税)

障害者を多数雇用する
事業所



人数要件

次の①、②の要件のうちいずれも満たすこと。

- ① 障害者雇用割合 (※1) が50%以上かつ20人 (※1) 以上障害者を雇用
- ② 「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」 (※2) を用いて事業用施設 (作業用に限る) を取得

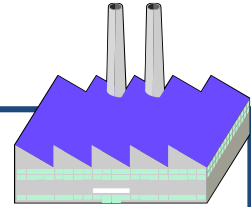
(公共職業安定所長が発行する証明が必要)

※1 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント

※2 障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の「重度障害者多数雇用施設設置等助成金」

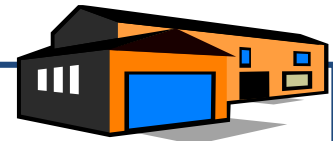
減
税
特
例

不動産取得税



令和5年3月31日までの間に取得し、引き続き3年以上事業の用に供する事業用施設について、**当該税額から取得価額の1/10に相当する額に税率を乗じて得た額を減額**

固定資産税



令和5年3月31日までの間に取得した事業用家屋 (取得から当初5年度分に限る) について、**課税標準となるべき価額の1/6に心身障害者の雇用割合及び税率を乗じた額を減額**

【適用期間】 令和5年3月31日まで